

第3章 歯科口腔保健の推進

第1節 歯科疾患の予防

1 乳幼児期（0～5歳）

【現状・課題】

- ・本県でむし歯のある乳幼児は減少しているものの、全国平均と比べて高い状況が続いています。また、むし歯の状況に県内市町村間で地域格差が見られることから、市町村や就学前施設等と連携した取組が必要です。
- ・正しい歯みがき、歯間部清掃用具（デンタルフロス等）の使用、甘味食品・飲料の適正摂取、フッ化物応用などのむし歯予防対策を行う県民は増加していますが、特に、むし歯予防に科学的根拠のあるフッ化物応用を重点的に取り組む必要があります。
- ・フッ化物歯面塗布やフッ化物配合歯みがき剤の推奨については、母子健康手帳にも記載されており、歯が生えた頃からのフッ化物応用を啓発する必要があります。
- ・フッ化物歯面塗布を実施していない市町村があるため、全県的な事業推進を図る必要があります。
- ・フッ化物洗口はむし歯の地域格差を改善することが報告されています。本県では、フッ化物洗口を実施する市町村及び就学前施設は増加していますが、地域により実施状況に差があることから、市町村や関係機関等との連携により、全県的な実施を推進する必要があります。

【目指す方向】

- ・むし歯のある乳幼児の減少

【施策の項目】

（1）口腔清掃習慣の定着促進

- ・正しい歯みがき、歯間部清掃用具の使用、甘味食品・飲料の適正摂取、小窩裂溝填塞法（シーラント）、フッ化物応用等について普及啓発します。
- ・市町村で実施する歯科健康診査等において、歯と口腔の清掃指導、間食等の食生活指導、フッ化物歯面塗布等の充実が図られるよう、情報提供等の支援を行います。
- ・母子歯科保健に係る市町村事業の実施状況や就学前施設での歯科健康診査結果等を調査し、市町村等が活用しやすいかたちで情報提供し、市町村等における歯科口腔保健の取組を推進します。

（2）フッ化物応用の推進

- ・むし歯予防に有効なフッ化物の応用方法である、フッ化物配合歯みがき剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口等について県民に啓発します。
- ・むし歯の予防及び地域格差の縮小のため、市町村や関係団体等と連携し、就学前施設でのフッ化物洗口の実施を支援します。

【関係者に期待する役割】

（市町村）

- ・各種歯科健康診査及び保健指導等における歯科保健指導の充実
- ・歯が生えたら適切な量と濃度のフッ化物配合歯みがき剤を使うこと等、フッ化物応用に関する正

しい知識の普及

- ・フッ化物歯面塗布事業の実施
- ・就学前施設におけるフッ化物洗口事業の推進

(関係団体)

保育所・学校等教育機関

- ・むし歯予防教室等の開催
- ・施設でのフッ化物洗口の実施

保健医療・福祉関係団体

- ・むし歯予防法等の歯と口腔の健康に関する正しい知識の普及啓発
- ・市町村が実施する歯科健康診査や歯科保健指導への協力、支援
- ・就学前施設でのフッ化物洗口の推進等のための市町村及び施設に対する支援

2 学齢期（6～17歳）

【現状・課題】

- ・むし歯がある本県の児童生徒の割合は減少していますが、依然として全国平均を上回っています。また、他の疾病に比べるとむし歯は有病率が高いため、学校歯科保健の充実が必要です。
- ・児童生徒が主体的にむし歯や歯肉炎の予防に取り組めるよう、口腔清掃習慣の定着やフッ化物によるむし歯予防効果を啓発するなど、児童生徒の歯科口腔保健に関する意識の向上を図ることによる生涯を通じた歯科口腔保健の推進及び健康の増進が必要です。
- ・本県では小学校でのフッ化物洗口を令和3年度より推進していますが、フッ化物洗口を行う小学校は他都道府県と比べて少ないため、更なる推進が必要です。
- ・17歳の歯肉炎を有する者の割合は、全国平均よりも本県は低い状況ですが、歯肉炎が歯周炎に進行することを防ぐため、学齢期からの予防が必要です。
- ・スポーツ活動中の歯や口腔の外傷を予防するため、マウスガードの啓発が必要です。
- ・学校歯科医等による専門知識に基づいた効果的な保健指導が重要です。

【目指す方向】

- ・むし歯がある児童生徒の減少
- ・歯肉炎がある児童生徒の減少

【施策の項目】

(1) フッ化物応用の推進

- ・正しい歯みがき、歯間部清掃用具の使用、甘味食品・飲料の適正摂取のほか、むし歯予防に科学的根拠のあるフッ化物応用について啓発します。
- ・市町村教育委員会等と連携し、小・中学校でのフッ化物洗口の実施を推進します。
- ・むし歯になりやすい奥歯の溝などへの小窩裂溝填塞法の有効性について普及啓発をします。

(2) 歯肉炎予防に関する知識の普及

- ・正しい歯みがきや歯間部清掃用具の使用が歯肉炎予防のために有効であることを普及啓発します。

(3) 歯と口腔の健康づくりに対する意識の向上

- ・ポスターコンクールの実施等を通じて、歯と口腔の健康づくりに対する意識を高めます。
- ・学校保健計画に基づき、学校歯科医と連携した保健指導の実施を推進します。
- ・学校歯科保健の充実と子どもの生きる力の育成を目的に、望ましい生活習慣の形成につながる歯・口の健康づくりの取組について研究を進め、必要な取組を行います。
- ・児童生徒に対する歯の健康教育や健康管理の充実を図るため、茨城県よい歯の学校表彰を実施します。
- ・スポーツ活動中の歯や口腔の外傷を予防するためにマウスガードの使用を普及啓発します。

【関係者に期待する役割】

(市町村・市町村教育委員会)

- ・正しい歯みがき、歯間部清掃用具の使用、甘味食品・飲料の適正摂取、フッ化物応用（フッ化物配合歯みがき剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口）の推進
- ・小・中学校でのフッ化物洗口の推進

(学校)

- ・正しい歯みがき・歯間部清掃用具の使用、甘味食品・飲料の適正摂取、フッ化物応用（フッ化物配合歯みがき剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口）についての指導
- ・学校での昼食後の口腔清掃の実施
- ・小・中学校でのフッ化物洗口の実施

(関係団体)

保健医療関係団体

- ・学校と連携した、児童生徒への歯科保健指導の実施及び学校保健関係者の取組支援
- ・小・中学校でのフッ化物洗口の推進のための市町村及び学校等に対する支援

3 成人期（18～64歳）※妊産婦期を含む

【現状・課題】

- ・本県では、乳幼児期・学齢期のむし歯は減っていますが、成人期のむし歯は減っていません。また、むし歯の治療をした歯が再びむし歯になる二次う蝕（むし歯）が多くなるため、フッ化物応用等のむし歯予防対策が必要です。
- ・県民のうち、64歳で24本以上自分の歯を持つ者は増加している一方で、歯周炎を有する者の割合は増加しているため、歯周病の重症化予防のための取組を行う必要があります。
- ・歯周病は、歯肉に炎症が起きる病気で、自覚症状が乏しいため、気づかぬうちに進行している可能性が高く、重症化すると歯肉や歯を支える骨が少しずつ破壊される病気です。適切な歯みがき、歯間部清掃用具（歯間ブラシやデンタルフロス）などの使用、歯科医院での歯石除去や専門的な歯面清掃などにより予防が可能であるため、若い世代から予防に取り組む必要があります。

- ・歯間部清掃用具を週1回以上使用している県民の割合は増加していますが、1日1回以上使用している県民の割合は低い状況であるため、歯間部清掃用具の使用頻度についての普及啓発が必要です。
- ・生涯を通じた歯と口腔の健康づくりのためには定期的な歯科検診の受診が重要です。高等学校までは学校で歯科を含めた定期健診が行われますが、その後は歯科検診の機会は少なくなるため、大学や職域における歯科口腔保健に関する意識向上や定期的な歯科検診受診の必要性について啓発する必要があります。
- ・本県で過去1年間に歯科検診を受診した県民の割合は増加していますが、市町村や関係機関と連携し、検診受診者の増加や受診後の歯科保健指導等のさらなる充実が必要です。
- ・歯周病は糖尿病、循環器疾患等の全身の健康と関連することが報告されており、成人期における重要な健康課題であることから、医科を含めた関係機関と連携した取組が必要です。
- ・歯周病は喫煙が大きな要因となるため、歯科診療所においても禁煙支援を実施できるよう関係機関と連携して支援する必要があります。
- ・妊娠期は、口腔環境の悪化により歯科疾患のリスクが高まり、また歯周病が早産や低出生体重児出産の原因の一つになることから、妊産婦に対し、歯と口腔の健康づくりや妊婦歯科健診受診の必要性について周知する必要があります。

【目指す方向】

- ・むし歯がある者の減少
- ・歯周病がある者の減少

【施策の項目】

(1) フッ化物応用の推進

- ・成人期においても、むし歯予防のためにはフッ化物応用が有効であることについて周知します。

(2) 歯周病等の予防に関する知識の普及と取組の推進

- ・歯周病予防のためには、正しい歯みがきに加え、歯間部清掃用具の使用、歯科医院での歯石除去及び専門的な歯面清掃等が有効であることについて、関係機関と連携し、県民に周知します。併せて、歯間部清掃用具については、1日1回以上使用することを推奨します。
- ・職域における歯科口腔保健に関する意識向上や取組の充実のため、職域への情報提供を行います。
- ・歯周病と糖尿病など生活習慣病との関連性について、各分野と連携し、県民に周知するとともに、適切な保健指導や歯科受診勧奨が実施されるよう、市町村や関係機関の取組等を支援します。
- ・喫煙が歯周病を悪化させることや口腔がんのリスクになることを県民に周知するとともに、歯科医院での禁煙相談や医療機関での禁煙外来の受診に関する情報提供を行います。
- ・定期的な歯科検診受診の必要性について県民に対して周知するとともに、市町村や事業者等に対して県民や従業員への歯科検診機会が確保されるよう情報提供を行います。

(3) 妊産婦に対するむし歯・歯周病予防に関する知識の普及と取組の推進

- ・県民に妊娠期の歯と口腔の健康が胎児等に影響を与えることについて周知するとともに、市町村に対し、妊婦歯科健康診査の実績等を紹介し、未実施市町村での取組を促し、取組の充実を支援

します。

【関係者に期待する役割】

（市町村）

- ・むし歯予防のためにフッ化物応用が有効であることについての普及啓発
- ・歯周病の予防及び全身の健康との関連についての普及啓発
- ・歯周疾患検診や歯科保健指導の推進
- ・妊婦歯科健康診査や歯科保健指導の推進

（関係団体）

保健医療関係団体

- ・むし歯予防のためにフッ化物応用が有効であることについての普及啓発
- ・歯周病予防のための適切な保健指導や歯科受診勧奨の実施
- ・歯周病と喫煙、全身疾患との関連についての普及啓発
- ・市町村や医療保険者等が行う歯科検診や歯科健康教室、歯科保健指導、その他の取組の支援

事業者・医療保険者

- ・健康経営の取組として従業員への歯科健康教室の実施や歯科検診の受診機会の確保
- ・特定健康診査・特定保健指導等の機会を活用した歯科受診勧奨
- ・歯周病予防のための適切な保健指導や歯科受診勧奨の実施
- ・歯周病と喫煙、全身疾患との関連についての普及啓発

NPO・企業等

- ・定期的な歯科検診受診の必要性に関する啓発

4 高齢期（65歳～）

【現状・課題】

- ・自分の歯を多く保つことは健康維持や自立した生活を送る上で重要です。80歳で20本以上自分の歯を持つ県民の割合は年々増加していますが、全国と比べると少ない状況です。
- ・自分の歯を多く持つ高齢者が増加していることから、高齢期においてもむし歯や歯周病の予防が必要です。また、自分の歯を失った場合も、適切な口腔管理は必要であるため、定期的な歯科検診の受診や歯科治療を受けることが重要です。
- ・歯周病などが原因で歯肉が退縮すると、歯と歯肉の境目にむし歯ができやすいため（根面むし歯）、フッ化物応用等によるむし歯予防を推進するなど、高齢期の歯や口腔の特徴を踏まえたむし歯や歯周病の予防に取り組む必要があります。

【目指す方向】

- ・歯の喪失の防止

【施策の項目】

（１）フッ化物応用の推進

- ・根面むし歯の予防にもフッ化物を応用することが有効であることについて周知します。

（２）定期的な歯科検診の受診勧奨

- ・むし歯や歯周病のほか、口腔がんなどの知識の普及啓発に取り組みます。また、関係機関と連携して、歯科検診の必要性について情報提供します。

【関係者に期待する役割】

（市町村）

- ・各種保健サービス等を活用した、むし歯や歯周病予防、定期的な歯科検診受診の必要性に関する普及啓発及び歯科受診勧奨

（関係団体）

保健医療関係団体

- ・市町村や医療保険者等が行う歯科検診や歯科健康教室、歯科保健指導、その他の取組実施の支援

事業者・医療保険者

- ・各種保健サービス・保健事業を活用した歯と口腔の健康に関する普及啓発及び歯科受診勧奨
- ・定期的な歯科検診受診の必要性に関する啓発と検診受診機会の確保

NPO・企業等

- ・定期的な歯科検診受診の必要性に関する啓発

【県民へのメッセージ】

- ・むし歯は、子どもから高齢の方まで多くの人がかかっている病気です。むし歯予防には、予防効果が高いフッ化物を上手に使うことが大切です。フッ化物配合歯みがき剤の使用、フッ化物洗口の実施、フッ化物歯面塗布などを組み合わせて行くと、より効果的です。
- ・歯周病は、気づかないうちに進行し、気づいたときには歯がぐらぐらして抜けてしまう病気です。歯肉が腫れる、出血するといった症状がある場合には、放置せずに歯科医院を受診しましょう。歯周病は原因となる細菌を取り除くことが大切であるため、正しい歯みがきに加え、歯間部清掃用具（歯間ブラシやデンタルフロス）を使いましょう。
- ・定期的に歯科検診を受けましょう。むし歯や歯周病の進行を防ぐためには、かかりつけ歯科医院で専門的な口腔管理を受けることが大切です。生涯を通じて自分の歯で食事ができるよう、子どもの頃から予防をしましょう。

第2節 口腔機能の獲得・維持・向上

1 乳幼児期から学齢期

【現状・課題】

- ・乳幼児期・学齢期は嚙む、飲み込むなどの口腔機能が発育する大切な時期です。口腔機能を獲得

する取組は、食育の取組と密接に関連していることから、歯と口腔の発達状況に応じた適切な指導やよく噛んで味わって食べることなどの普及啓発に関する取組を食育と連携して行う必要があります。

- ・口呼吸や指しゃぶりなどの口腔習癖が歯並びや噛み合わせに影響することや口腔機能の未発達による窒息事故の危険性があることから、口腔機能の獲得等に関する適切な指導を受けられるよう、関係機関と連携して取り組む必要があります。

【目指す方向】

- ・口腔機能の獲得に関する取組の推進

【施策の項目】

(1) 口腔機能の獲得等に関する知識の普及

- ・適切な口腔機能の獲得を支援するため、関係機関と連携し、食育の機会を通じた離乳食・幼児食の食べ方や口腔習癖の予防・改善などに重点をおいた取組を推進します。

【関係者に期待する役割】

(市町村)

- ・離乳食教室等を通じた適切な口腔機能の獲得に関する知識の普及
- ・月齢・年齢に応じた食べ方に関する普及啓発

(関係団体)

保育所・学校等教育機関

- ・むし歯予防や食育の取組等を通じた口腔機能の獲得に関する普及啓発

保健医療・福祉関係団体

- ・噛むかむレシピコンテストなどを通じた、よく噛むことの大切さに関する普及啓発
- ・歯並び等に影響する口腔習癖などの改善に向けた指導

2 成人期から高齢期

【現状・課題】

- ・食べる喜び、話す楽しみ等の生活の質を向上させるために口腔機能を維持することは大切です。
- ・口腔機能が低下すると、むせや咳、誤嚥が起こりやすくなり、誤嚥性肺炎のリスクが高くなります。また、オーラルフレイルは、滑舌低下、食べこぼし、わずかなむせ、噛めない食品が増えるなどのささいな口腔機能の低下から始まるとされており、早めに気づき対応するため、オーラルフレイルの概念及びその対策に関する知識の普及を行う必要があります。
- ・本県の60歳代で何でも噛んで食べることができる者の割合は増加しています。
- ・よく噛んで味わって食べることの重要性や、よく噛むことが生活習慣病や認知症等の予防につながることを普及する必要があります。

【目指す方向】

- ・口腔機能低下の予防に関する取組の推進

【施策の項目】

（１）口腔機能低下の予防

- ・口腔機能に影響する要因の変化は成人期に現れることもあるため、高齢期以前から口腔機能低下の予防に関する普及啓発に努めます。
- ・口腔機能低下や誤嚥性肺炎を予防するため、口腔管理の知識や義歯の手入れ方法の普及啓発に加え、オーラルフレイル対策について周知します。
- ・高齢者の低栄養予防には口腔機能の維持が重要であるため、食に関する取組と連携して、口腔機能低下の予防や食形態の工夫に関する普及啓発を行います。
- ・ゆっくりよく噛んで食べることが生活習慣病の予防等につながることを周知します。
- ・市町村等が行う口腔機能低下の予防に関する取組を支援します。

【関係者に期待する役割】

（市町村）

- ・介護予防に関する事業等を通じた食に関する取組等と連携した口腔機能低下の予防に関する普及啓発

（関係団体）

保健医療・福祉関係団体

- ・オーラルフレイル対策に関する普及啓発
- ・介護職員などに対する口腔管理についての情報提供や専門的指導の実施
- ・よく噛んで食べることが生活習慣病予防につながることの啓発

事業者・医療保険者

- ・健康経営の取組として従業員への歯科健康教室の実施や歯科検診の受診機会の確保
- ・健康教育・健康相談等の保健サービス・保健事業を通じた口腔機能低下の予防に関する普及啓発

NPO・企業等

- ・オーラルフレイル対策に関する普及啓発
- ・定期的な歯科検診受診の必要性に関する普及啓発

【県民へのメッセージ】

- ・口腔には食べ物を噛んで飲み込む（味わう）役割、言葉を伝える役割、表情をつくりコミュニケーションを図る役割などがあります。適切な口腔機能を獲得し、維持するため、日頃から口をよく動かしましょう。

第3節 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

【現状・課題】

- ・障害者（児）、要介護高齢者等で、定期的に歯科検診や歯科医療を受けることが困難な者に対しては、在宅で生活または療養する者も含めて、その状況に応じて、歯科口腔保健の推進を図る必要があります。
- ・本県で定期的な歯科検診を実施している障害者（児）入所施設及び介護老人福祉施設・介護老人保健施設の割合は増加しています。障害者（児）や要介護高齢者の歯科口腔保健の推進には、本人だけでなく、家族、施設職員等の定期的な歯科検診受診や口腔管理の重要性に関する理解が重要であることから、本人、家族、施設職員等の関係者に対して周知する必要があります。

【目指す方向】

- ・障害者（児）の歯科口腔保健の推進
- ・要介護高齢者の歯科口腔保健の推進

【施策の項目】

（1）障害者（児）や要介護高齢者等に対する歯科口腔保健に関する知識の普及と取組の推進

- ・施設職員等に対し、定期的な歯科検診の必要性及び口腔管理の方法を普及啓発します。
- ・関係団体と連携し、訪問看護師、介護支援専門員、訪問介護員や介護サービス事業者を対象とした歯と口腔の健康の保持・増進に関する研修会を実施します。
- ・関係団体と連携し、障害者（児）入所施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等で歯科検診等の歯科口腔保健の取組の実施について働きかけます。
- ・茨城県歯科医師会が設置している、在宅歯科医療（自宅または施設等に訪問して治療や指導を行う）を実施する歯科診療所の紹介等を行う「在宅歯科医療連携室」を周知し、県民生活の質の維持・向上に努めます。

【関係者に期待する役割】

（市町村）

- ・家族や施設職員等の関係者に対する、障害者（児）・要介護高齢者等への口腔管理の方法などに関する普及啓発

（関係団体）

保健医療・福祉関係団体

- ・家族や施設職員等の関係者に対する、障害者（児）・要介護高齢者等の口腔管理の重要性に関する普及啓発
- ・障害者施設や高齢者施設等が行う口腔管理等の取組の支援
- ・障害者（児）や要介護高齢者等の歯科保健に関する研修等の実施
- ・障害者（児）や要介護高齢者等を対象にした専門的な歯科治療に対応する歯科医院等の情報提供
- ・茨城県歯科医師会口腔センター水戸・口腔センター土浦での障害者（児）等の歯科治療や摂食嚥下指導

【県民へのメッセージ】

- ・障害者(児)や要介護高齢者等の生活の質の向上を図るためには歯と口腔の健康管理が重要です。

第4節 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

【現状・課題】

- ・歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくために、歯科専門職の確保及び歯科口腔保健を担う人材の育成を行う必要があります。さらに、市町村、医療保険者、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会、医師会、薬剤師会、栄養士会等の歯科口腔保健に関係する団体等と連携し、地域、学校、職域等の幅広い分野で取組を行う必要があります。
- ・市町村や関係団体等が行う歯科口腔保健に関する取組を推進するため、各種調査により現状把握を行うとともに、それらの情報を提供する必要があります。
- ・歯科疾患の早期発見・重症化予防等を図り、歯と口腔の健康を保つためには、生涯を通じた定期的な歯科検診の受診が重要であるため、県民に対する検診受診に関する普及啓発を行うとともに、市町村や医療保険者等に対する情報提供などによる検診機会の充実に向けた取組の推進が必要です。
- ・歯科口腔保健の推進には、県民の主体的な歯と口腔の健康に関する取組が重要であるため、県の歯科保健目標である8020・6424(ハチマルニイマル・ロクヨンニイヨン)運動の内容を含む歯科口腔保健に関する情報提供や正しい知識の普及を行う必要があります。
- ・災害発生時には、避難生活等において口腔内の清掃不良等が起りやすく、誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害のリスクが高まるため、災害時における歯科口腔保健の重要性について普及啓発に努める必要があります。

【目指す方向】

- ・歯科口腔保健の推進体制の整備

【施策の項目】

(1) 歯科口腔保健を担う者を中心とした、関係機関等との連携及び協力の推進

- ・8020・6424運動推進部会等において、県及び関係機関等の取組の現状について情報交換を行うとともに、施策の方向性等を検討することにより、歯科口腔保健施策を総合的かつ効果的に実施します。
- ・茨城県口腔保健支援センターを中心に、市町村や関係機関等に対して歯科口腔保健に関する現状等を情報提供するなど、歯科口腔保健に関する取組を支援します。
- ・歯周病と糖尿病など生活習慣病との関連性やがん患者等の周術期における口腔管理の重要性など、全身の健康と歯と口腔の健康づくりの関連性について県民への普及啓発を行うとともに、適切な保健指導や歯科受診勧奨が実施されるよう市町村や関係機関の取組等を支援します。
- ・口腔がんは口腔内外を視診や触診することなどにより発見されるものであること等について普及を図ります。
- ・県民に対して、定期的な歯科検診の受診など、歯と口腔の健康に関する正しい情報を周知することなどにより、県民の主体的な取組を促進します。

(2) 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成

- ・ 歯科口腔保健の取組推進のため、行政の歯科衛生士等の配置促進に努めます。
- ・ 歯科口腔保健を担う者に対する研修等を通じ、人材の育成に努めます。

(3) 大規模災害時の避難所等での口腔管理に関する知識の普及

- ・ 災害時の口腔管理の必要性について、県民に普及啓発するとともに、災害時に備えた口腔衛生用品の準備について周知します。

【関係者に期待する役割】

(市町村)

- ・ 市町村歯科保健計画等に基づく、歯科口腔保健事業の充実
- ・ 関係部署や関係機関等と連携した取組の実施
- ・ 歯と口の健康週間やいい歯の日、8020・6424 運動推進期間を活用した、歯と口腔の健康に関する正しい知識の普及啓発
- ・ 行政歯科衛生士等の配置促進
- ・ 防災計画等への歯科保健活動に関する記載等、平時からの備え
- ・ 災害時の口腔管理に関する普及啓発

(関係団体)

保健医療関係団体

- ・ 市町村や医療保険者等が行う歯科口腔保健事業への協力、支援
- ・ 歯と口腔の健康に関する正しい知識の普及啓発
- ・ 歯科口腔保健に関わる者の資質の向上を図る研修等の実施
- ・ 医科歯科連携及び病院歯科と歯科診療所の連携の推進
- ・ 口腔がんに関する普及啓発
- ・ ネグレクトなど児童虐待と関連した歯と口腔の状態についての普及啓発
- ・ 災害時の口腔管理に関する普及啓発及び平時からの備え

事業所・医療保険者

- ・ 歯と口腔の健康に関する正しい知識の普及啓発
- ・ 災害時の口腔管理に関する普及啓発

NPO・企業等

- ・ 歯と口腔の健康に関する正しい知識の普及啓発
- ・ 災害時の口腔管理に関する普及啓発及び物品等の提供協力

【県民へのメッセージ】

- ・ 生涯を通じて、定期的に歯科検診を受けましょう。
- ・ 行政や関係団体が実施する歯と口の健康教室や歯科相談などに積極的に参加し、正しい情報や知識を習得しましょう。
- ・ ハザードマップを確認するとともに、災害に備え口腔衛生用品を準備しましょう